



災害用備蓄食品の有効活用について(関東地方整備局(港湾空港関係))

1. 取組概要

関東地方整備局(港湾空港関係)では食品ロス及び生活困窮者支援等の観点から、災害用備蓄食品を有効活用するため、更新により不要となった災害用備蓄食品をフードバンク団体等に提供いたします。

2. 災害用備蓄食品提供情報

(1)提供可能となる食品に関する情報 ⇒別添①

(2)引渡場所 ⇒別添②

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎13F

(3)申込方法等

申込様式及び同意書に必要事項を記入の上、申込期限までに電子メールにてお送りください。

【宛先】 関東地方整備局 経理調達課 財産係

【アドレス】 pa.ktr-zaisan@ki.mlit.go.jp

【形式】 申込様式については自由、同意書は直筆署名のうえ PDF 変換したもの

申込の際は、別添③の注意事項を必ず確認いただき、ご理解いただいた上でお申込みください。

3. その他

(1)農林水産省ポータルサイトについて

その他各府省庁の提供に関する情報については以下の web サイトにて公表しております。

[国の災害用備蓄食品ポータルサイト：農林水産省](#)

(2)問い合わせ先

関東地方整備局 経理調達課 財産係 小川・土田

【TEL】045-211-7413

別添①

提供可能となる食品に関する情報

- ・ 引渡方法：現地引渡し
- ・ 引渡場所：神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎13F

- ・ 配分方法のルール：先着順 ※同一日に複数団体からの申込みがあった場合、本年度中に提供実績のない団体を優先する。

品目	商品名	内容量	賞味期限	販売者・製造者	1箱当たりの大きさ (縦×横×高さ)	1箱当たりの 個数	1箱当たりの 重量	提供可能 個数	提供可能 箱数	引渡時期	申込期間
飲料水	新潟 脛内高原の水	2L	2026年5月	脛内高原ハウス	19×32×32	6個	12kg	36個	6箱	2026年4月20日～ 2026年5月1日 (土日祝を除く)	2026年4月20日～ 2026年5月1日 (土日祝を除く)

○水

商品名:新潟 胎内高原の水

販売者:胎内高原ハウス

提供数量:1箱 6本入り 6箱

賞味期限:2026年5月

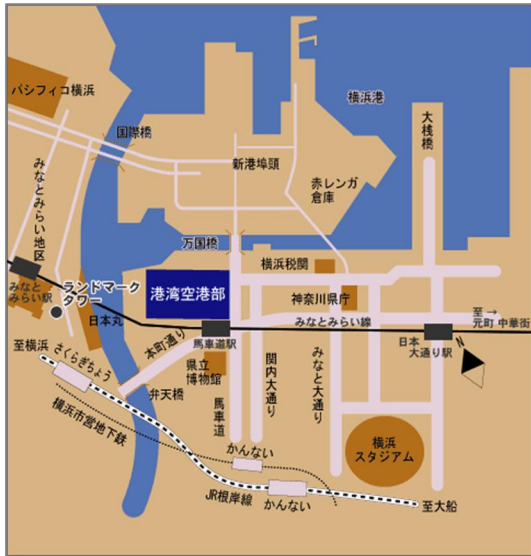
引渡場所:横浜第二合同庁舎 13階



2026.5.31

引渡場所について

①横浜第二合同庁舎 13階 〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通5-57



最寄り駅

みなとみらい線・馬車道駅・4番出口すぐ

JR根岸線・横浜市営地下鉄「桜木町駅」より徒歩約7分

JR根岸線・横浜市営地下鉄「関内駅」より徒歩約10分

災害用備蓄食品の提供申込みに当たっては、以下の点を確認いただきご了解ください。

1. **別紙**に示す合意事項について了承する。
2. 申込みは箱単位とする。
3. 横浜第二合同庁舎13階 まで 引き取りに来られるもの。
4. 提供数を上回る希望があった場合には、先着順とする。ただし、同一日に複数団体からの申込みがあった場合、本年度中に提供実績のない団体を優先する。
5. 上記に定めのない事項で疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定する。

【合意事項】

1. 災害用備蓄食品の提供

- (1) 災害用備蓄食品を提供する前に、関東地方整備局において本来の備蓄食品としての目的などに使用し、提供できる数量に変更が生じた場合には、提供量の調整をおこなう。
- (2) 災害用備蓄食品の提供を受けるフードバンク等は関東地方整備局と協議の上、提供食品の引渡日時を決定し、当該日時に、指定場所での受取を確実にを行う。

2. 提供災害用備蓄食品の品質管理

災害用備蓄食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の品質が保持されるよう以下の(1)から(4)までの事項を遵守するなど適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導する。

- (1) 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有すること。
- (2) 食品は床に直置きしないこととし、衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
- (3) 保管中に汚損及び破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡しないこと。
- (4) 食品を保管する施設の衛生管理を適切に行うこと(定期的な清掃、採光、照明、換気等)。

3. 提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の取扱いに関する情報(譲渡先の名称、譲渡年月日、譲渡数量)を記録し、これを1年間保存する。また、関東地方整備局が求めた場合には、当該情報を報告する。

4. 責任の所在

- (1) 関東地方整備局は、提供食品が提供を受けるフードバンク等に引き渡されるまでの間、当該食品に定められた保管方法に従い適切に管理されていたことを保証する。引き渡し後については、提供を受けたフードバンク等の責任において提供食品の品質管理を行う。
- (2) 提供食品の譲渡後の事故の責任は、一切、関東地方整備局に問わない。

5. 提供食品の譲渡先

食品の提供を受けたフードバンク等は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は直接個人に対して提供食品を譲渡する。

なお、食品の提供を受けたフードバンク等は、譲渡する前にやむを得ず提供食品を廃棄する場合は適切に行う。

6. 誠実協議

本合意事項に記載なき事項又は本合意事項の解釈に疑義の生じた事項については、食品の提供を受けたフードバンク等と関東地方整備局とで信義誠実のもとに協議の上、解決する。

7. 反社会勢力の排除等

食品の提供を受けたフードバンク等は、自己が現在または将来にわたって反社会勢力に該当しないこと。また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、関東地方整備局の信用を毀損する行為を行わないことを約する。

災害備蓄用食品申込様式(関東地方整備局)

●関東地方整備局では、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から災害用備蓄食品の役割を終えたものを有効に活用するため、フードバンク団体等(※)に提供いたします。
●申込に当たっては、申込書に必要事項を記載の上、「提供可能となる食品に関する情報」に記載している申込期限までに本様式をメールにて【pa.ktr-zaisan@mlit.go.jp】宛にお送りください。
(※)フードバンク団体等とは食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、こども食堂、生活困窮者、福祉施設等に未利用食品を無償で提供するための活動を行う団体をいう。

団体名	
住所	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
記入年月日	

提供を希望する品名及び数量(箱数)

番号	品名	申込数量 (箱数)
1		
2		
3		
4		

「申込に当たっての注意事項」の合意事項を確認いただき「○」を記入してください。 ↓

「申込に当たっての注意事項」の合意事項を遵守します。	
----------------------------	--